

公益財団法人知床財団 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人知床財団（以下、「知床財団」という。）定款第47条に基づき、賛助会員及び賛助会費に関し必要な事項を定める。

(会員)

第2条 知床財団の目的に賛同し、理事会の決議を経て、次の区分による会費を納入する者を賛助会員（以下「会員」という。）とする。

(1) 個人会員

ア 年会員：個人で年会費、1口5,000円とし1口以上を納入する者

イ 終身会員：個人で終身会費、1口100,000円とし1口以上を納入する者

(2) 法人会員：法人で年会費、1口20,000円とし1口以上を納入する者

(3) 特別法人年会員：法人で特別年会費、1口100,000円とし1口以上を納入する者

(公益目的事業への充当)

第3条 収納した会費は、その70%以上を公益目的事業の費用に充当する。

(入会)

第4条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員の資格喪失)

第5条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、又は会員である法人が消滅したとき。

(3) 3カ月以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第6条 退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第7条 会員がこの法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは、理事長は、理事会の決議を経て除名することができる。

(会費の不返還)

第8条 既に納入した会費は、返還しない。

(報告)

第9条 知床財団は、賛助会員に対し、定時に事業報告及び決算報告をするものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。